

諮問番号：平成28年度諮問第17号

答申番号：平成28年度答申第17号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 特別児童扶養手当認定診断書の内容の誤りについて

主治医が作成した「特別児童扶養手当再認定」書類不備の件（以下「本件文書」という。）に記載のとおり、特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）の内容に誤りがあり、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の状態との間に差があることから、本件診断書を前提になされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

注）本件文書は、本件診断書の障害の原因となった傷病名の事項（本来は、自閉症スペクトラムに該当し、てんかんと注意欠陥多動障害が合併したと考えられる。）、知能障害等の事項、問題行動及び習癖の事項、日常生活能力の程度の事項、要留意度の事項（「ほとんど必要ない」としたのは記載の誤りであり、「随時一応の注意が必要」が正しい。）並びに精神医学的総合判定の事項（「軽度」としたのは記載の誤りであり、「中度」が正しい。）について、補足、修正を行っている。

(2) 本件文書に記載されていない本件児童の状態について

本件児童について、本件文書に記載されている状態のほか、それ以外の知能障害等、発達障害関連症状、問題行動及び習癖並びに日常生活能力の程度に関する状態から、発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、不適応な行動が見られるといえ、日常生活への適応に当たって援助が必要であるのに、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当である。

2 処分庁の主張の要旨

本件診断書について、主治医が本件文書により補足、修正した内容によれば、本件児童に対して日常生活における援助が必要なことは理解するが、声かけしてできるのであれば、一部介助にとどまるし、「要留意度」が「随時一応の注意が必要」に、「精神医学的総合判定」が「中度」になっても、総合的に判断すれば、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」と読み取ることはできない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、本件診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 なお、審査請求人は、本件審査請求に際し、本件文書を添えて、本件診断書の内容に誤りがあり、本件診断書を前提になされた原処分は、違法、不当であると主張しているが、本件診断書、本件文書のほか、処分庁が主治医に照会して得た文書（以下「本件照復文書」という。）を基に、改めて嘱託医師の判定を仰いでも、非該当のままが妥当と判定されたから、審査請求人の主張を採用することはできない。
- 3 また、審査請求人は、本件文書に記載のない個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当である旨主張しているが、次のとおり、いずれの事情によっても、原処分を違法、不当ということとはできない。
 - (1) 知能障害等に関し審査請求人が主張する事情は、本件文書の記載内容に相応のものであって、そうした内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断され、非該当のままが妥当と判定されている。
 - (2) 発達障害関連症状に関し審査請求人が主張する事情は、前記2に掲げるいずれの文書にも記載がなく、障害の程度の認定が診断書その他の主治医が作成した文書に基づいて行われる以上、それらの文書に記載のない事情への考慮がなくとも、違法、不当とはいえない。
 - (3) 問題行動及び習癖並びに日常生活能力の程度に関し審査請求人が主張する事情は、本件文書又は本件照復用紙に記載があり、その内容は、必ずしも審査請求人主張のとおりではないが、障害の程度の認定は主治医の作成文書に基づいて行われるものであって、前記2のとおり、それにより非該当のままが妥当と判定されている。
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年12月2日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月15日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、特別児童扶養手当障害程度認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており（第7節の1）、主治医が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、嘱託医師の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられてい

るものと見るべきである。

そこで、本件についてみると、原処分的前提として、嘱託医師は、その医学的・専門的見地から、本件診断書の内容を総合的に考慮した上で、判定を非該当としていることが認められる。また、処分庁は、本件審査請求がなされた後、本件診断書のほか、本件文書及び本件照復文書に基づき、嘱託医師の再判定を受けたところ、その判定の結果も引き続き非該当とされたことが認められ、かかる嘱託医師の再判定については、その過程において看過し難い過誤欠落があるとは認められない。

この経緯に鑑みると、嘱託医師の判定に基づく原処分時の処分庁の判断のみならず、前記再判定の結果に依拠してなされた原処分の適法性・正当性を認める処分庁の判断に不合理な点があるということとはできない。

以上のとおり、処分庁の判断には、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してなされたものというほどの著しい不合理性は認められないから、原処分を取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続についても、必要に応じて質問権を行使するなど、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美